

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市立総合病院の建替えに伴い、病床数を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「475 床」を「465 床」に、「50 床」を「30 床」に、「4 床」を「6 床」に改める。

付 則

この条例は、この条例による改正後の青梅市病院事業の設置等に関する条例の規定による病床数にかかる医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 27 条の規定にもとづく使用許可証の交付を受けた日から施行する。